



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年10月30日 No.142

「賃金制度等の見直しについて」さらなる申し入れを行う！

東日本ユニオンは「賃金制度等の見直し」について、5月14日と9月25日（追加）の提案を受けました。

「新たなジョブローテーションの実施に伴う賃金制度の改正」と題して（1）基本給の調整の見直し、（2）夜勤手当の見直し、（3）職務手当の見直しの3点です。目的は「社員がより多様な業務に従事することによる能力の伸長とその発揮への期待及び鉄道事業における勤務の特殊性」「不規則性に対する措置の充実」としています。

このことは、現段階においても言えることであり、東日本ユニオンはこの間、現場実態に踏まえて「職務遂行能力」「業務上必要または有能な特殊技能・資格」に関する手当の増額と新設を要求してきました。しかし、経営側は「現行で妥当」とする回答を繰り返してきた経緯があります。また、提案内容は賃金規程を現改比較すると不利益になる社員も発生します。

したがって、組合員から寄せられた疑問を解消するとともに「新たなジョブローテーション」についても継続議論中であることから、施策の内容に深く関係するため、10月25日に申第14号「賃金制度等の改正について」及び「賃金制度等の改正について（追加）」に関する申し入れを経営側に提出しました。

【基本給の調整の見直し】

1. 発令を受け、区分が2以上に達した場合に基本給の調整の見直しを図るとした根拠を明らかにすること。
2. 基本給加算を2,000円とした根拠を明らかにすること。
3. 車掌見習い、運転士見習いの発令と区分に対する考え方を明らかにすること。
4. 追加提案を行った経緯を明らかにすること。
5. 車両、施設、電気の区分の者のうち、会社が定める資格等を取得した場合に基本給加算を行うとした根拠を明らかにすること。
6. 車両、施設、電気の区分の者のうち、会社が定める資格等を取得した場合の「資格等」を定めた根拠を明らかにすること。
7. 追加提案の資格取得後の技能手当における点数加算の考え方を明らかにすること。
8. 資格取得に関わる費用負担に対する考え方を明らかにすること。
9. 「本人の責に帰すべき事由」とは具体的に明らかにすること。

【職務手当の見直し】

1. 「乗務員の見習の技術指導を行う者として特に指定された者」の「特に指定された者」を明らかにすること。

東日本ユニオンは経営側の考え方を明らかにしていきます！